

遠山文部科学大臣殿

平成15年5月19日

国立大学の独立行政法人化への対応への要望書
自然科学系研究室の安全管理に関する件

社団法人 日本化学会会長 瀬谷博道
社団法人 日本薬学会会頭 木村榮一
社団法人 日本農芸化学会会長 熊谷英彦
社団法人 高分子学会会長 遠藤 剛
社団法人 化学工学会会長 渡辺英二
社団法人 有機合成化学協会会長 平岡哲夫
社団法人 日本分析化学会会長 二瓶好正
社団法人 電気化学会会長 藤嶋 昭

平成16年4月からの国立大学等の独立行政法人化を控え、学会としては、昨年野依良治日本化学会平成14年度会長から、全国の国立大学に宛てた要望書において、この問題が化学に留まらず自然科学系全般にわたる問題であることを指摘し、各大学における組織の整備と予算化を強くお願いしました。

また、文部科学省におかれましては、平成13年3月30日に閣議決定された「第2期科学技術基本計画」に基づき、平成13年度を初年度とする「国立大学等施設緊急整備5ヶ年計画」の策定、また「国立大学等の実験施設における安全衛生管理に関する調査研究協力者会議」の設置など鋭意検討を行っていると聞き及んでおります。

もとより、この問題は、教育・研究の実施者である大学が主体的に取り組むべきことであり、各大学において独立行政法人化にむけての取組みを開始してはおりますが、労働安全衛生法を完全に遵守できるレベルに達するには多大の労力と費用がかかり、各大学内部の人的資源や現在想定されている予算のみでは到底達成出来る状況ではありません。このように十分な予算的、人的裏付けのないまま、各大学への規制を強めていけば、やがては大学が手間と費用のかからない人文系へ比重を移すなど、いわゆる「大学の理科離れ」を引き起こし、わが国の「ものづくり」の基盤を大きくゆるがしかねません。

また、学生の取扱いの統一見解も必要な段階にあります。

平成16年4月の移行を間近に控え、予算処置等、下記4項目を最優先課題としていただくよう要望します。

1. 施設設備の人事院規則対応への改善費用の拡充

「国立大学等施設緊急整備5か年計画」において、老朽化施設の改善・整備が進められてきておりますが、引き続き本計画遂行のための予算を確保していただくとともに、古い設備に限定せず、人事院規則（平成16年度からは労働安全衛生法）に則った設備への改善に係る予算も拡充していただきたい。

2. 研究補助金における間接費用の拡充

現在、科学研究費補助金の特別推進研究の課題など、一部の補助金については間接経費への出費が認められておりますが、全体としては間接経費の割合はごく低い割合に留まっています。「安全が確保されていない設備では研究させない」ことを前提に、競争的資金は、安全・環境面で整備されているところに配分されることとし、そのため各種研究補助金から設備改善に充当できる間接経費を大幅に拡充していただきたい。

3. 学生の位置付けの明確化

労働安全衛生法は、労働者（労働基準法第九条：事業に使用される者で、賃金を支払われる者）を対象とするもので、学生は対象にしていない。しかしながら、労働安全衛生法の精神からみて、学生への安全・衛生面での配慮が労働者のそれを下回って良い理由はなく、国立大学の独立法人化後も、学生は文部科学省の学校教育法および学校保健法の対象であることを考えると、文部科学省として、学生の取扱い等、学生の教育・研究の安全衛生についての指針の作成を要望します。

4. 改造モデルの提示と人的バックアップ

この問題により大学における教育・研究活動が影響を受けるのを最小限にするために、文部科学省において、いくつかの標準改造モデルを用意するとともに、大学からの相談に応じる窓口を設置していただきたい。